

No. **82**



ほうじん ナウ

編集
発行

公益社団法人 本庄法人会
広報委員会

埼玉県本庄市朝日町三丁目1番35号 本庄商工会議所2階
電話 0495 (21) 1065 FAX 0495 (22) 7898



「三波石峡」

神流湖の矢納入口、登仙橋から下久保ダムまでの渓谷で、急流に浸食された巨岩が多く、青い石にしま模様の入った三波石が河川の樹木と相まって、緑と岩がおりなす見事な渓谷美が堪能できます。岩にはそれぞれ『夫婦岩』、『獅子岩』、『竜巻石』等、48の名前がついています。

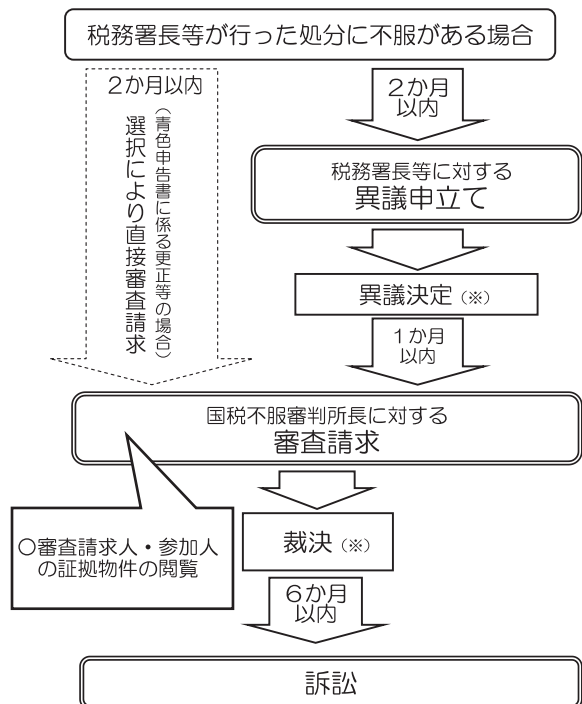
昭和32年7月3日に国指定名勝及び天然記念物に指定されました。

平成28年4月1日から 国税不服申立制度が改正されます

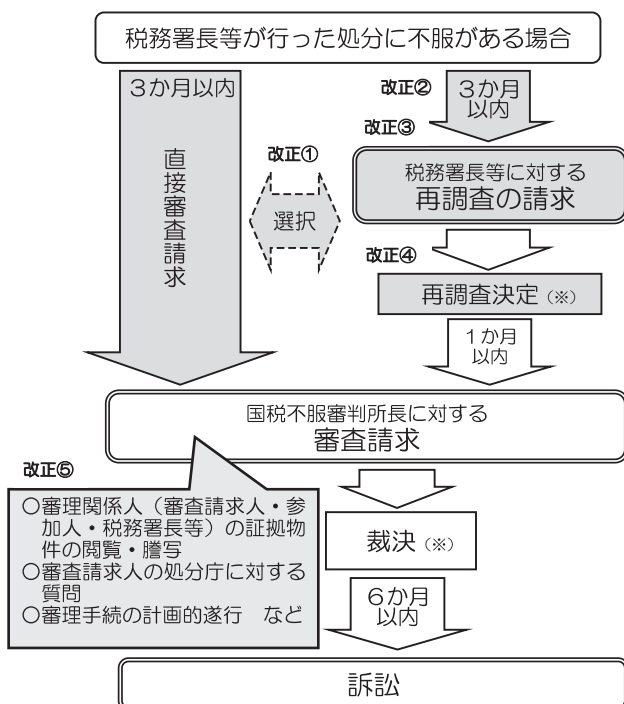
平成26年6月に、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、国税通則法の改正により、国税不服申立制度についても改正が行われました。
改正後の制度は、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されます。

国税不服申立制度の改正の概要

【 改正前 】



【 改正後 】



(※) 税務署長等から3か月を経過しても再調査の請求(改正前:異議申立て)に係る決定がない場合や国税不服審判所長から3か月を経過しても審査請求に係る裁決がない場合には、それぞれ決定又は裁決を経ないで、審査請求又は訴訟をすることができます。

➡ 改正のポイントについては、裏面をご覧ください。

《再調査の請求(※)とは?》

税務署長等が行った処分に不服のある方が、国税不服審判所長に対する審査請求を行う前に、選択的に、当該処分を行った税務署長等に対して、その処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。

なお、改正前の「異議申立て」と基本的な仕組みは変わっておらず、名称が変更となったほか、行政不服審査法の改正に合わせ、決定の手続等の整備が行われています。

(※) 再調査の請求は、既に実地の調査が行われた期間について、新たに得られた情報に照らして非違があると認められるときに改めて行われる税務調査(新たに得られた情報に基づく再調査)とは異なり、簡易な手続により処分の見直しを行う事後救済手続です。

《審査請求とは?》

税務署長等が行った処分に不服のある方が、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。

審査請求は再調査の請求を経ずに直接行うこともできますし、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定後の処分になお不服がある場合にも行うことができます。

なお、国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対して審査請求を行うことになります。



主 な 改 正 の ポ イ ン ト

改正①《不服申立前置の見直し》

税務署長等が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長等に対する「再調査の請求（改正前：異議申立て）」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになりました。

【改正前】

税務署長等が行った処分については、原則として、税務署長等に対する「異議申立て」を経なければ、「審査請求」を行うことができませんでした。

改正②《不服申立期間の延長》

不服申立てをできる期間が、原則として処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」（改正前：「2か月以内」）に延長されました。

改正③《「異議申立て」から「再調査の請求」への名称変更》

税務署長等に対する「異議申立て」が「再調査の請求」へ名称変更されました。

改正④《標準審理期間の設定》

不服申立てをした方の権利利益の迅速な救済を図る観点から、不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準審理期間」といいます。）を定めるよう努めることとされました。

これを受けて、国税庁、国税局及び税務署では、標準審理期間を次のとおり定めています。

◆再調査の請求・・・3か月

◆審査請求（※）・・・1年

（※） 国税庁長官に対するもの

なお、標準審理期間内に処理することが困難であることが見込まれる事案については、個々の事情に応じて処理することとしています。

国税不服審判所長に対する審査請求における主な改正のポイント

改正⑤－1《証拠書類等の閲覧・写しの交付》

審理関係人（審査請求人、参加人及び税務署長等）は、審理関係人が任意で提出した書類等のほか、国税不服審判所の担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等についても、閲覧及び写しの交付を請求することができることになりました（書類等の写しの交付の請求をする場合は、所定の手数料を納める必要があります。）。

【改正前】

審査請求人及び参加人は、税務署長等が任意に提出した書類等に関し、閲覧を請求することができましたが、書類等の写しの交付を請求することはできませんでした。

改正⑤－2《口頭意見陳述における質問権の創設》

口頭意見陳述に際し、口頭意見陳述の申立てをした方は、処分を行った税務署長等に質問をすることができる旨の規定が創設されました。

改正⑤－3《審理手続の計画的遂行》

担当審判官は、審理手続を迅速かつ公正に行うため、審理関係人を招集して、口頭意見陳述や証拠書類等の提出要求などの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができることになりました。

○ 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

→ 国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索

○ ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

は、大和ハウス工業㈱へ売却が決まりました。三月十六日発表では、物流施設を建設するほか、企業ニーズに応じた工場、事業施設の建設など多様なソリューション

として、下り線側産業団地には、大和ハウス工業㈱へ売却が決まりました。三月十六日発表では、物流施設を建設するほか、企業ニーズに応じた工場、事業施設の建設など多様なソリューション

上里町では、周辺に産業団地を分譲しそのすべてが分譲済みとなりました。上り車線側では、㈱中央軒煎餅上里工場・㈱シェリエ（上里カンターレ）の二社が営業を始めており、休日には大変な賑わいを見せております。また、地区内には上里町農村公園整備事業が進められております。ここには、地元の農畜産物及び特産品等を販売する店舗・地元の農畜産物を食材として活用した飲食店の立地が計画されております。

関越自動車道上里サービスエリアにスマートインターチェンジ（ETC専用 全車種対応）が昨年十二月二十日オープンいたしました。これにより、交通アクセスが良くなるだけではなく、物流の円滑化や集客力の向上による産業・地域の活性化が図られます。

**関越自動車道
上里スマートインターチェンジ**
公益社団法人 本庄法人会
会長 真下 恵司



上里町では、周辺に産業団地を分譲しそのすべてが分譲済みとなりました。上り車線側では、㈱中央軒煎餅上里工場・㈱シェリエ（上里カンターレ）の二社が営業を始めており、休日には大変な賑わいを見せております。また、地区内には上里町農村公園整備事業が進められております。ここには、地元の農畜産物及び特産品等を販売する店舗・地元の農畜産物を食材として活用した飲食店の立地が計画されております。

いままでは、上里サービスエリア内の高速道路利用者のみの賑わいをスマートICによって周辺の活性化に広げられる事業開発は本庄法人会管内の地域の活性化に繋がりたいへん楽しみです。賑わいがより広範囲に広がってほしいものです。これからも本庄法人会をよろしく願います。有難うございました。

＜埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです。＞

個人住民税の特別徴収 異動届の提出

退職、休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ず、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出してください。

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者などの税額が特別徴収義務者の滞納額となってしまう。さらに、税額変更や普通徴収への切替処理が遅れるため、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れもありますので十分御注意ください。

また、退職・休職される従業員の方には、徴収方法が普通徴収や一括徴収に切替わることを必ずお伝えください。

なお、異動届の書き方は、各市町村にお問い合わせください。

埼玉県では、千葉県・東京都・神奈川県及び群馬県と連携し、給与所得に係る個人住民税の特別徴収を徹底する取組を推進しています。

この取組については、県個人県民税対策課（048-830-2647）又は県市町村課（048-830-2692）にお問い合わせください。



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみなさまと共に歩んでまいりました。これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DaiDO 大同生命保険株式会社

埼玉支店 熊谷営業所/埼玉県熊谷市筑波3-202
(ディアル21 5F) TEL 048-521-0230



AIU 損害保険株式会社

埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
(シーノ大宮ノースウイング13F) TEL 048-650-7610

みんなのひるば

灯りを通して安心・安全を

本庄

賛光電器販売(株)

代表取締役 織田 裕之

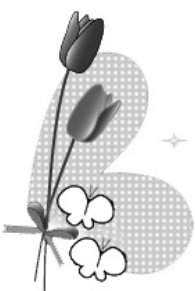


Dランプの採用を強力に推進し、灯りを通して安心・安全なまちづくりをテーマとして各事業を展開しています。

街路灯をはじめ道路照明は昼間の街の景観を創り出し、Wi-Fi環境整備は街を訪れる人々へのおもてなしを表すものです。また、夜は明るい街となり買い物や住む人にとって安心して暮らせるように犯罪抑止のため防犯カメラの設置をご提案させていただいております。

今後も幅広くまちづくりのお手伝いができるように誠意と真心で取り組んでまいりますので、よろしく願います。

当社は平成十二年四月に前身の株式会社サンライト(賛光電器埼玉販売)から事業を引き継ぎ創業いたしました。現在では屋外照明器具(街路灯・道路灯・防犯灯・橋梁灯・表示灯)を中心に裝飾構造物(アーチ・広告塔・看板・モニメント)や防犯カメラ、Wi-Fi環境整備など街路環境の企画・施工・管理・保守メンテナンス・販売などを社業としています。



児玉

「児玉の小さな工務店」

株式会社 吉田建設

代表取締役 吉田 正



だが、その後を継いでの業務継承となります。

現在弊社は太陽熱利用の二十四時間床暖房システム(ハイブリッドソーラーシステム)を取り入れた住宅のほか、自然素材に拘り独自の人工乾燥技術による徹底した乾燥木材を使用しての古民家風住宅「郷の家シリーズ」は、ほかでは手に入らない



弊社の始まり、それは私の祖父が戦時中の昭和十三年に現在本社のある本庄市児玉町秋山に木材業を始めたのがそのルーツとなり、その後昭和二十一年より製材業、昭和二十四年に法人化して現在の会社の前身となる「吉田木材工業株式会社」を発足。そして地元地域の皆様を始め弊社を信頼しお家を建てて頂いた多くのお客様に支えられながら現在の「株式会社吉田建設」へと成長してまいりました。

この度平成二十八年四月より私が先代社長(会長役へ就任)より交代の銘を受け代表取締役となりました。先代は三十年以上の長きに渡り当社の顔として皆様にご貢献になっておりまし

価値ある素材と技術から本物の家作りを求めるお客様からの強い支持を頂いております。
今後省エネ・健康・耐震といった要求がより一層強く求められる住宅建設業界ですが、常に技術の向上をめざしてお客様が「ずっと安心して、永く住み継がれていく家」をご提供出来るように日々精進して参りたいと思います。

— ご予約受承り中 —

仲間と楽しく
各種パーティー
小人数から
大人数まで
貴方のご予算で
OK !!



割烹 小菊

埼玉県児玉郡上里町堤968
TEL 0495-33-0339
FAX 0495-33-9930

企業紹介

やぐしんする

法人

プロフィール

会社名

株式会社サイセン

代表者

金子 章

所在地

本庄市日の出三の七の九

沿革

昭和三六年に特殊染色整理業の埼玉染工株式会社として現在地にて設立操業しました。

大正一一年創立の伊勢崎・本

事業内容

- クリーンサービス（レンタルマット、モップ、衣料品等のクリーニング）
- 介護サービス（介護施設の運営）
- 飲食サービス（飲食店の経営を三本の柱とし事業を展開しています。



高橋 拓也

しゃいん
ナウ美里町
商工会

理想の人……木梨憲武
将来の夢……笑顔溢れるあたたかい家庭を築きたい。
好きな言葉……人間万事塞翁が馬
趣味……ボルトリング・レザークラフト

私達商工会では、会員企業の方へ金融や税務・経理、経営・労務等幅広い分野について支援を行います。

私自身、上里町の出身ということもありまだまだ美里町について理解不足な点が多々ありますが、日々の業務や地域のお祭りやイベントへどんどん参画していき、理解を深めていきます。何卒よろしくお願い致します。

企業理念

『真心と感謝』

企業方針

- 真心と感謝の込められた製品（サービス）・施設（店舗）・職場づくりを行います。
- 快適な生活、いきいきとした暮らし『アメニティーライフ』をテーマに常に時代に必要とされる製品（サービス）・施設（店舗）を提供します。
- 弱者保護（支援）の理念の下、温かく和を大切とする施設（店舗）・職場を築きます。
- お客様に喜んでいただける製品（サービス）・施設（店舗）づくりと信用を第一とします。
- 笑顔で明るく、誠実且つ積極的に行動します。

特にアピールしたい事

今後も、地域に根ざした企業経営に努め、地域社会（ふるさと）発展に貢献できる企業であり続けたいと思っています。



二代目登場

「働く人をサポート」

上里町

さくら給食株式会社



布川 淳一

弊社は一九八四年に創業し、本庄市・児玉郡を中心に産業給食、幼稚園様向け給食などをおこなっております。私自身も入社以来、法人会や地域の皆様に支えられ仕事を覚え、事業を継続することができました。産業給食は毎日安心な食事を皆様のお手元までお届けする利便性がございます。しかし、最近では食のニーズは多様化してまいりました。新しいニーズを取り入れ、食をとおして働く皆様をサポートしていける会社を目指してまいります。

第18回 職場のマナー研修会

主催 公益社団法人本庄法人会

- 1 日 時 平成28年6月22日(水) 午後1時30分より
- 2 会 場 本庄商工会議所 大ホール
- 3 対 象 者 新入社員及び社員(男・女)
- 4 定 員 40名(申込順にて受付いたします。)
- 5 講 師 研修インストラクター 鳥沢久美子先生
- 6 受 講 料 会員 1,000円 非会員 2,000円
- 7 申込方法 法人名、参加者氏名をご記入頂きFAXにてお申込みください。

ぜひ参加しよう

FAX 22-7898

※参加者は名札をご持参ください。

法人会お知らせ

平成28年度 税制改正説明会

- 1 日 時 平成28年6月15日(水)
午後2時より
- 2 会 場 本庄商工会議所 第1会議室
- 3 講 師 本庄税務署 上席国税調査官
- 4 内 容 法人税関係、所得税関係、
消費税関係、その他
- 5 申込方法 法人名、参加者氏名をご記入
頂き、FAXにてお申込ください。
FAX 22-7898

平成28年度 会費振替のお知らせ

本年度の会費につきまして、口座振替をご利用いただいております会員様におかれましては6月20日(月)ご指定の口座より振替させていただきますのでご通知申しあげます。

よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 本庄法人会

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

★★★★
No.1
アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
(平成26年度がん保険・医療保険契約件数)



—法人会—
**ちゃんと応える
医療保険**
EVER

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

心配な
「がん」の
備えに

新 生きるための
がん保険 Days



◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 埼玉総合支社
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル14F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF 法推-2015-0030-1604018 7月6日

職場に潤いをもたらす“雑談”の勧め

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆ストレス要因ワースト1は人間関係、その実態は…

厚生労働省が5年に1回実施している働く人のストレス調査によると、10年前も20年前も、ストレス要因のトップはいつも人間関係。職場のストレスの8割は人間関係に原因があると言われていることを数字が証明している。この中には、近年急激に増えているハラスメントも入っている。ちなみにストレス要因は、仕事の量、仕事の質と続き、人間関係と合わせてワースト3としてほぼ定着している。

食品メーカーの品質管理部門で働くA子さんは20代後半で社歴6年。部長のほか男性4人、女性5人という構成。「担当業務だけでアップアップなのに、新しい仕事、難しい仕事はいつも自分だけにふられる」「みんなは見て見ぬふりで助けてくれない」と語り、疲労も重なり、夜も眠れず、食欲も落ちた、と訴えてきた。上司や同僚を非難する言葉は激しく、職場には自分の居場所がないという。この孤独と絶望感に対して、何も手を打たないとストレスからくる病気になる心配もあった。

A子さんのポイントは、コミュニケーションがうまく取れていないことと指摘できる。まずA子さんに、「急に仕事がふられて困った時に断ったことはあったか。助けを求めたことは？」と聞いてみた。答えはいずれもノー。つまり、職場でのA子さんは、(もちろん直接本人に指摘はしないが)自己主張が苦手、人に頼めない、断れない人だった。言い換えれば、自分を抑えて我慢しているというイメージが浮かんだ。

実はいま、A子さんのようなタイプの人が多くなっている。友人とワイワイがやがやと本音で話し合ってきた経験が少ないことも原因だろう。一方で、ここが重要な点だが、職場にも余裕がなくギリギリの要員しか雇えないという背景も見逃せない。パソコン操作やメールのやりとりが主流となっている職場では会話自体が少ない。

◆雑談から生まれる親密なコミュニケーション

このような閉塞状態を解決させる潤滑油こそ、雑談であることをぜひ知ってほしい。

あるIT系会社の事例を紹介したい。いくつかのプロジェクトチームのひとつで、10人足らずのメンバー。当然、話し合いながら仕事をしている人もいる。突然リーダーが「じゃあ集まって」と一声。全員がソファがあるコーナーへ。そこで語られるのは、休日の出来事やちょっとしたいい体験談、ひいきのサッカーチームの活躍ぶりなど。どうでもいいような話と受け取る人もいるが、この会話にはいつしか笑いながらはまってしまう。時間にして15分。「さあ戻ろう」という声でそれぞれのデスクへ。

この間、同じフロアの別のチームは仕事に集中。ソファに座って楽しく話し合っているチームを振り向きもしない。時間をずらして、別のチームも同じ場面を展開する。毎日ではないし時間も決まっていない。仕事の流れを読むリーダーの判断で行われている。

この雑談コミュニケーションを通して、同じ職場で働く仲間の人柄が通じ合い、気軽に話し合えるようになる。そうなれば、助けてと言えない、頼めない、断れないという、自分が作っているかもしれないコミュニケーションの壁は生まれない。

人間関係改善は豊かなコミュニケーションから、と言われ続けている。ここで強調したいのは、日々のコミュニケーションとは、仕事の話ばかりではなく、報告、連絡、相談を細かにやることでもなく、雑談(時には冗談も)であることも忘れないでほしい。もちろん雑談の交わり方はそれぞれの職場に合ったやり方で。

☆＝ 筆者紹介＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝ ☆

柏木 勇一 (かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。
産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

平成27年度正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

公益社団法人本庄法人会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				管理費	2,387,742	2,402,195	△ 14,453
1. 経常増減の部				給料手当	651,673	740,644	△ 88,971
(1) 経常収益				福利厚生費	35,789	44,357	△ 8,568
基本財産運用益	1,950	1,050	900	事務委託費	93,310	106,281	△ 12,971
基本財産受取利息	1,950	1,050	900	会議費	721,334	773,991	△ 52,657
特定資産運用益	1,159	1,368	△ 209	旅費交通費	3,579	11,613	△ 8,034
特定資産受取利息	1,159	1,368	△ 209	通信運搬費	110,621	111,275	△ 654
受取会費	9,432,000	9,539,000	△ 107,000	消耗品費	6,533	8,508	△ 1,975
正会員受取会費	9,052,000	9,180,000	△ 128,000	修繕費	13,194	5,080	8,114
賛助会員受取会費	380,000	359,000	21,000	印刷製本費	163,552	146,398	17,154
事業収益	564,000	669,000	△ 105,000	燃料費	1,892	2,733	△ 841
研修事業収益	19,000	29,000	△ 10,000	光熱水料費	10,320	11,760	△ 1,440
広報事業収益	165,000	165,000	0	賃借料	41,280	47,040	△ 5,760
会員親睦事業収益	380,000	475,000	△ 95,000	保険料	3,630	3,962	△ 332
受取補助金等	6,162,300	6,127,100	35,200	租税公課	670	705	△ 35
受取県連補助金	725,800	943,800	△ 218,000	諸会費	88,350	88,800	△ 450
受取全法連助成金	150,000	0	150,000	支払負担金	88,000	56,000	32,000
受取全法連助成金振替額	5,286,500	5,183,300	103,200	広告宣伝費	860	980	△ 120
受取負担金	342,000	363,000	△ 21,000	渉外慶弔費	165,960	161,240	4,720
受取負担金	213,000	237,000	△ 24,000	表彰費	99,800	48,000	51,800
青年・女性部会受取負担金	129,000	126,000	3,000	リース料	24,325	27,925	△ 3,600
雑収益	286,562	279,112	7,450	支払手数料	59,672	4,664	55,008
受取利息	62	112	△ 50	雑費	3,398	239	3,159
雑収益	286,500	279,000	7,500	経常費用計	17,351,287	17,772,148	△ 420,861
経常収益計	16,789,971	16,979,630	△ 189,659	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 561,316	△ 792,518	231,202
(2) 経常費用				評価損益等計	0	0	0
事業費	14,963,545	15,369,953	△ 406,408	当期経常増減額	△ 561,316	△ 792,518	231,202
給料手当	6,925,927	6,816,956	108,971	2. 経常外増減の部			
福利厚生費	380,373	408,269	△ 27,896	(1) 経常外収益			
事務委託費	991,690	978,219	13,471	経常外収益計	0	0	0
会議費	789,217	1,327,399	△ 538,182	(2) 経常外費用			
旅費交通費	171,781	217,807	△ 46,026	固定資産除却損	2	0	2
通信運搬費	731,374	727,730	3,644	什器備品除却損	2	0	2
消耗品費	249,333	334,103	△ 84,770	経常外費用計	2	0	2
修繕費	140,236	46,760	93,476	当期経常外増減額	△ 2	0	△ 2
印刷製本費	884,346	915,110	△ 30,764	当期一般正味財産増減額	△ 561,318	△ 792,518	231,200
燃料費	20,108	25,157	△ 5,049	一般正味財産期首残高	15,993,172	16,785,690	△ 792,518
光熱水料費	109,680	108,240	1,440	一般正味財産期末残高	15,431,854	15,993,172	△ 561,318
賃借料	438,720	432,960	5,760	II 指定正味財産増減の部			
保険料	48,180	46,068	2,112	受取補助金等	5,286,500	5,183,300	103,200
諸謝金	1,253,300	1,471,885	△ 218,585	受取全法連助成金	5,286,500	5,183,300	103,200
租税公課	7,130	6,495	635	一般正味財産への振替額	△ 5,286,500	△ 5,183,300	△ 103,200
支払負担金	589,687	455,082	134,605	一般正味財産への振替額	△ 5,286,500	△ 5,183,300	△ 103,200
委託費	207,920	198,200	9,720	当期指定正味財産増減額	0	0	0
会場費	469,644	433,379	36,265	指定正味財産期首残高	0	0	0
広告宣伝費	9,140	9,020	120	指定正味財産期末残高	0	0	0
表彰費	16,200	5,400	10,800	III 基金増減の部			
リース料	258,526	257,027	1,499	当期基金増減額	0	0	0
支払手数料	102,803	42,933	59,870	基金期首残高	0	0	0
新聞図書費	47,550	48,780	△ 1,230	基金期末残高	0	0	0
雑費	120,680	56,974	63,706	IV 正味財産期末残高	15,431,854	15,993,172	△ 561,318

平成二十八年 度

税のごよみ

申告期限や納期限が土曜・日曜の場合は月曜日に、祝祭日の場合は翌日になります。

【6月】

○10日…5月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○30日…4月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

【7月】

○11日…6月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○11日…納期の特例分（1月～6月分）源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

○15日…所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請の申請期限

【8月】

○1日…5月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

○1日…所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第一期分）の納期限

○10日…7月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○31日…6月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

【9月】

○12日…8月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○30日…7月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限

〈法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

（主な税務手続き等について記載してあります）

編集後記

ほうじんナウも二十八年度に入り第八十二号の発刊となりました。毎年三回発行し、会員事業所関係機関へ配布しております。内容も充実したものと考え、委員会で検討しながら発行しております。法人会の事業や、税に関するお知らせ、皆様から寄せられた会員の情報など、これからも身近な親しみのある広報誌を作って参りますので、何かご意見や情報などございましたら広報委員会までお寄せ下さい。これからもご協力をお願い致します。



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIU保険
Member of AIG

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度	アットワーク ハイパー任意労災
企業向け第三者賠償保険	企業賠償保険STARS(スターズ)
火災と地震災害に備える	プロパティガード+地震対策プラン
個人情報漏洩事故対策	個人情報漏洩対策プラン

AIU保険会社
URL: <http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

埼玉支店

〒330-0854
さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウイング13階
TEL.048-650-7610

この広告は保険の概要をご説明したものです。「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。